特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 36 | 身体障害者手帳発行管理事務に係る特定個人情報保護 評価書(基礎項目評価書) |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、身体障害者手帳発行管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県知事

公表日

令和5年7月31日

I 関連情報

連絡先

| I 関連情報 | |
|----------------|--|
| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 |
| ①事務の名称 | 身体障害者手帳発行管理事務 |
| ②事務の概要 | 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の台帳を管理し手帳を発行する。 市町村で受付と本人確認を行った申請について、法に定める障害に該当することを医師の診断書に基 づいて審査し、手帳の交付を行っている。 |
| ③システムの名称 | 総合福祉 身体障害者手帳発行システム |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 |
| 身体障害者手帳交付台帳ファ | イル |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番11 |
| 4. 情報提供ネットワークシ | |
| ①実施の有無 | <選択肢> |
| ②法令上の根拠 | (別表第二における情報照会の根拠) なし (別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,16の2,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116 |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 |
| ①部署 | 宮城県リハビリテーション支援センター |
| ②所属長の役職名 | 所長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停止請求 |
| 請求先 | 宮城県 総務部 県政情報·文書課 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ |

宮城県 リハビリテーション支援センター 身体障害支援班 宮城県名取市美田園二丁目1-4 TELO 22-784-3591

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|----------|-----------------|-------------|---|--------------------|-----------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人かいける。 | | [1万人以上10万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | | 令和 | 15年3月31日 時点 | | | |
| 2. 取扱者勢 | 数 | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 15年3月31日 時点 | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | |
|---|-----------------|-------------|---|--|--|--|--|--|
| [基礎 | 項目評価書 | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 されている。 | 施機関については、それぞれ重 | 直点項目評価書又は全項 | 頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載 | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない | | | | | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | 1 |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や情報提供ネットワーク | フシステムを通じた提供 | を除く。) [〇]提供・移転しない | | | | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | Ι |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | [O]接 | 続しない(入手) []接続しない(提供) | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | τ |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | | |
| 実施の有無 | [〇] 自己点検 | [〇] 内部監査 | [] 外部監査 | | | | | |
| 9. 従業者に対する教育・唇 | 各 発 | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|-----------|
| 平成28年9月15日 | I 関連情報 3.個人番号の 利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番11 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第11条 | 事後 | |
| 平成28年9月15日 | 報連携 ②法令上の根拠 | L | (別表第二における情報照会の根拠)なし (別表第二における情報提供の根拠) 項番10,14,16,20,27,28,31,53,54,55,56の 2,57,79,85の2,106,108,116 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第12条第1号、第3号、第4号、第20条第2号、第 6号、第21条第1号から第3号、第22条、第28 条、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1 号、第2号、第4号から第6号、第42条第1号、第 53条第1号から第3号 | 事後 | |
| 平成28年9月15日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する | 自立支援班 | 身体障害支援班 | 事後 | |
| 平成28年9月15日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か | 平成26年3月31日 時点 | 平成28年4月28日 時点 | 事後 | |
| 平成28年9月15日 | II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成26年3月31日 時点 | 平成28年4月28日 時点 | 事後 | |
| 平成29年8月3日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠 | 第12条第1号、第3号、第4号、第20条第2号、第6号、第21条第1号から第3号、第22条、第28条、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1 | (別表第二における情報照会の根拠)なし (別表第二における情報提供の根拠)項番10,14,16,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第8号、第14条第1号、第2号、第2号、第20条第2号、第6号、第21条第1号から第3号、第22条、第28条、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号、第2号、第4号から第6号、第42条第1号、第43条の4、第53条第1号から第3号、第55条第1号、第5号、第9号、第55条第1号、第5号、第9号、第55条第1号、第5号、第9号、第55条 | 事後 | |
| 平成29年8月3日 | 関における担当部署(2)所属 | 樫本 修 | 羽田 賢一 | 事後 | |
| 平成29年8月3日 | II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か | 平成28年4月28日 時点 | 平成29年4月28日 時点 | 事後 | |
| 平成29年8月3日 | II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成28年4月28日 時点 | 平成29年4月28日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目変更前の記載 | | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|--|---|------|-----------|
| 平成30年11月13日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (別表第二における情報照会の根拠)なし (別表第二における情報提供の根拠)項番10,14,16,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)第9条第1号、第11条第1号、第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第2号、第14条第1号、第2号、第2号、第20条第2号、第6号、第21条第1号から第3号、第22条、第28条、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号、第2号、第4号から第6号、第42条第1号、第43条の4、第53条第1号から第3号、第55条第1号、第5号、第9号、第55条第1号、第5号、第5号、第55条第1号、第5号、第5号、第55条第1号、第5号、第5号、第55条第1号、第55号、第5号、第55条第1号、第55号、第55条第1号、第55号、第55条第1号、第55号、第55条第1号、第55号、第55条第1号、第55号、第55条 | (別表第二における情報照会の根拠)なし (別表第二における情報提供の根拠)項番10,14,16,16の2,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)第9条第1号、第4号、第1号、第1号、第1号、第4号、第5号、第6号、第8号、第14条第1号、第2号、第6号、第2号、第6号、第2号、第1号から第3号、第22条、第28条、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号、第2号、第4号から第6号、第42条第1号、第43条の4、第53条第1号から第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第55条第1号、第5号、第6号、第55条の2 | 事後 | |
| 平成30年11月13日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か | 平成29年4月28日 時点 | 平成30年6月15日 時点 | 事後 | |
| 平成30年11月13日 | 田 しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成29年4月28日 時点 | 平成30年6月15日 時点 | 事後 | |
| 平成30年11月13日 | 7.特定個人情報の開示·訂 正·利用停止請求 請求先 | 宮城県 総務部 県政情報公開室 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 宮城県 総務部 県政情報·文書課 情報公開 班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 事後 | |
| 令和1年6月24日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か | 平成30年6月15日 時点 | 平成31年4月26日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月24日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成30年6月15日 時点 | 平成31年4月26日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月24日 | I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 | 羽田 賢一 | 所長 | 事後 | 様式変更による変更 |
| 令和1年6月24日 | Ⅳ リスク対策 | 記載なし | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による変更 |
| 令和2年8月31日 | 人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月26日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月26日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和4年9月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和4年9月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---------------------|------|-----------|
| 令和4年9月1日 | 利用 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第11条 | 番号法第9条第1項 別表第一 項番11 | 事後 | |
| 令和4年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | び情報を定める命令における情報提供の根拠) | | 事後 | |
| 令和4年9月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 身体障害者手帳交付台帳管理システム | 総合福祉 身体障害者手帳発行システム | 事後 | |
| 令和5年7月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和5年7月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | |